

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月13日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第46号

大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則
大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「修了した保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。）」を加える。

第26条第3項、第28条第3項、第41条第3項及び第44条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。